

団体定期保険 ご契約・ご加入にあたっての留意事項

加入の内容は、別途ご提供している「団体定期保険についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)

	お支払い する保険金・ 給付金	支払事由	支払額
主契約	死亡保険金	死亡したとき	その被保険者について 定められた保険金額
	高度障害 保険金	傷害または疾病によって対象となる高度障害状態(※1)に該当したとき	
災害保障特約	災害保険金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき、または、所定の特定感染症により死亡したとき	特約保険金額
	障害給付金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき	特約保険金額×給付割合表 の障害等級に応じた 給付割合 (ただし、通算して10割が 上限)
	※2 入院給付金	所定の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に入院をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となったとき	入院初日から1日につき 特約保険金額の1.5/1000 (ただし、同一事故入院に ついて120日が上限)
傷害特約	災害保険金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき、または、所定の特定感染症により死亡したとき	特約保険金額
	※2 障害給付金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき	特約保険金額×給付割合表 の障害等級に応じた 給付割合 (ただし、通算して10割が 上限)
交通災害特約	交通災害 保険金	所定の交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	特約保険金額
	交通障害 給付金	所定の交通事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき	特約保険金額×給付割合表 の障害等級に応じた 給付割合 (ただし、通算して10割が 上限)
	※2 交通入院 給付金	所定の交通事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に入院をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となったとき	入院初日から1日につき 特約保険金額の1.5/1000 (ただし、同一事故入院に ついて120日が上限)
災害割増特約	災害保険金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき、または、所定の特定感染症により死亡したとき	特約保険金額
	※2 災害 高度障害 保険金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の高度障害状態(※1)に該当したとき、または、所定の特定感染症により所定の高度障害状態(※1)に該当したとき	

留意事項

共通	就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合がございます。
	過去に主契約保険金のお支払いを受けた方は、再度ご加入いただけません。
	保障期間中に約款に定める支払事由に該当しない場合、保険金のお支払いはできません。
	引受保険会社で保有するお客さま情報により、加入・増額をお断りすることがあります。
	保険金等のご請求は、契約者（企業・団体）を通じての手続きとなります。
主契約について	死亡保険金または高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、保障は消滅します。
	死亡保険金・高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
	高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
	高度障害保険金について、責任開始日より前にすでに生じていた傷害または疾病を原因とする場合は、保険金のお支払い対象外となります。
災害保険金について	災害保険金は、同一の不慮の事故による障害給付金がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
	災害保険金・災害高度障害保険金は、不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。疾病（特定感染症を除く）を原因とする場合は支払われません。
	災害保険金・災害高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
障害給付金について	障害給付金は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。疾病を原因とする場合は支払われません。同一の不慮の事故による災害保険金がすでに支払われた場合、支払われません。
入院給付金について	入院給付金は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。疾病を原因とする場合は支払われません。
	同一の不慮の事故により、入院を2回以上した場合には、その事故日から起算して180日以内に開始した各入院について日数を合算します。
交通災害特約について	交通事故以外を原因とする場合は支払われません。
	交通災害保険金は、同一の交通事故による交通障害給付金がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
	交通障害給付金は、同一の交通事故による交通災害保険金が支払われた場合、重複してはお支払いしません。
	交通入院給付金は、同一の交通事故により、入院を2回以上した場合には、その事故日から起算して180日以内に開始した各入院について日数を合算します。

(注)責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

※1 対象となる高度障害状態(公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2 特約を付加しているご契約のみお支払い対象となります。

- この資料は団体定期保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(保険金額・給付金額の減額、解約等)する場合があります。
- この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
- 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)

<引受保険会社>

第一生命保険株式会社

C25-213-0060(2025.4.18)